

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに職業生活と家庭生活との両立に資する職場環境を作るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：女性スタッフの育児休業取得率を100%を維持するとともに、男性スタッフの取得率20%以上を目指します。

<実施時期・取組内容>

- 令和4年4月～ 育児休業前後及び育児休業中のスタッフに対するフォローアップ等を充実させるなど、育児休業からの円滑な職場復帰の支援の実施。
- 令和4年10月～ 全社員を対象に育児・介護関係制度に関する調査の実施
- 令和4年10月～ 男性スタッフが育児休業等を活用促進するため、制度の個別周知、育児休業の事例紹介や、育児に関する意識向上に向けた支援の実施
- 令和5年4月～ 育児休業及び介護休業からの復職者に対し、上司、人事担当者による面談を年1回開催

社会福祉法人 光陽福祉会
理事長 東 泰宏